

1 1 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準

(政令第19条第2項に掲げる類型化された特例の一般取扱所)

1 定義

第19条第1項の一般取扱所が原則として、1棟又は1連の工程をもって一の許可単位(「1棟規制」という。以下同じ。)としているのに対し、第2項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて第1項の基準の特例が定められ、これらの施設形態(危険物の充てん、容器詰替えを除く。)のものについては、建築物の一部に設ける(「部分規制」という。以下同じ。)ことができる。

なお、設置しようとする一般取扱所が第1項及び第2項等複数の基準を満足する場合いずれかの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。

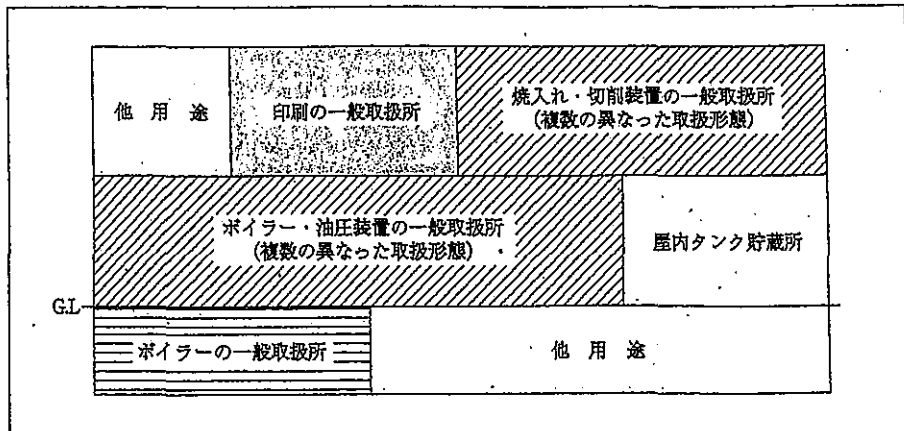
2 複数設置の場合

部分規制の一般取扱所には、区画室単位(耐火構造で区画)の規制と設備単位(設備の周囲に空地を設ける)の規制がある。

※ 一の建築物の一般取扱所に複数の一般取扱所(政令第19条第2項第4号、第5号に規定するものを除く。)の設置が認められ、更に、政令第2条及び第3条の危険物施設のうち部分規制されるものも同一建築物内に設けることができる。

※ 設備単位で規制される一般取扱所において、政令第19条第2項各号で同一のものの危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、複数の設備を一の一般取扱所として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。

部分規制(区画室単位)の一般取扱所の設置例

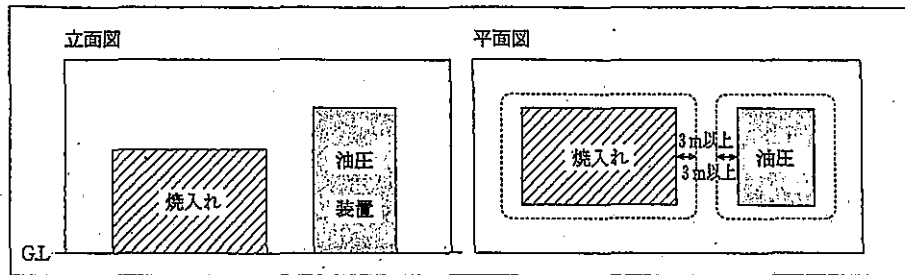


※ 同一室内に設備単位で規制されている一般取扱所で、政令第19条第2項の異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、危険物を取り扱う設備周囲に設ける幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。したがって、それぞれが一の設備単位で規制される。

※ 政令第19条第2項各号で定める一般取扱所は、危険物取扱形態ごとの許可であり、1つの許可で他の取扱形態との混在は認められない。なお、政令第19条第1項の基準について政令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置することができる。

※ 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて区画し政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができる。

部分規制（設備単位）の一般取扱所の設置例



注 設備単位の一般取扱所は、平家建の建築物に限る。

1 1. 1 吹付塗装作業等の一般取扱所

(政令第19第2項第1号)

1 吹付塗装作業等の一般取扱所

塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

(規則第28条の54第1号)

2 特例基準

吹付塗装作業等の一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

(規則第28条の55第1項、第2項)

(1) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。

(規則第28条の55第2項第1号)

(2) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

(規則第28条の55第2項第2号)

(3) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、窓を設けないこと。

(規則第28条の55第2項第3号)

(4) 建築物の一般取扱所の用に供する部分の出入口には、特定防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁及び当該部分以外の部分との隔壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

(規則第28条の55第2項第4号)

(5) 液状の危険物を取り扱う建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

(規則第28条の55第2項第5号)

(6) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物を取り扱うために必要な採光・照明及び換気の設備を設けること。

(規則第28条の55第2項第6号)

(7) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物の一般取扱所の用に供する部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

(規則第28条の55第2項第7号)

(8) 換気の設備及び前号の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

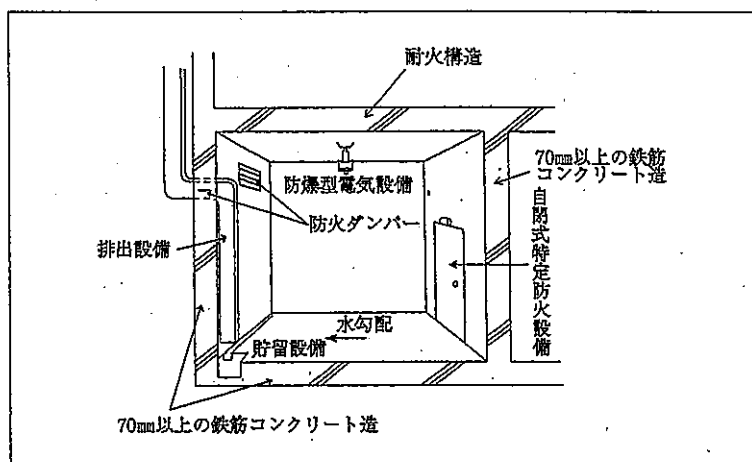
(規則第28条の55第2項第8号)

3 作業形態

該当する作業形態としては次のようなものがあり、機械部品等の洗浄作業は含まれない。

- (1) 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
- (2) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- (3) 光沢加工、ゴム糊・接着剤の塗布作業

一般取扱所の区画室の構造例



1 1. 2 洗浄作業の一般取扱所

(政令第19条第2項第1号の2)

1 洗浄作業の一般取扱所

洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

(規則第28条の54第1号の2)

2 特例基準

(1) 洗浄のための一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

ア 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。

(規則第28条の55の2第2項第1号)

イ 危険物を加熱する設備には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。

(規則第28条の55の2第2項第2号)

(2) 洗浄のための一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、基準に適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

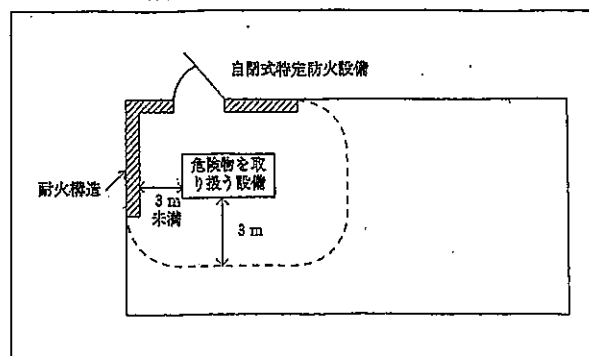
ア 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られ、かつ、天井を有しない平家建の建築物に設置すること。

(規則第28条の55の2第3項第1号)

イ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を確保すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(規則第28条の55の2第3項第2号)

空地の保有例



ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

（規則第28条の55の2第3項第3号）

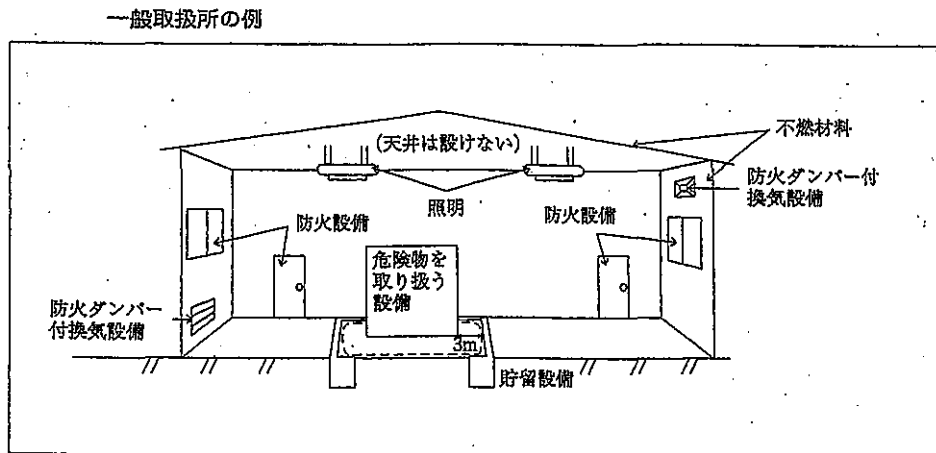
エ 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

（規則第28条の55の2第3項第4号）

オ 前記エのただし書きの設備には、防火上有効なダンパー等を設けること。

3 作業形態

該当する作業形態としては、機械電子部品の引火点を有する洗浄剤による洗浄が該当する。



1 1. 3 焼入れ作業等の一般取扱所

(政令第19条第2項第2号)

1 焼入れ作業等の一般取扱所

焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

(規則第28条の54第1号の2)

2 特例基準

(1) 焼入れ又は放電加工のための一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は適用しない。

ア 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

(規則第28条の56第2項第1号)

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を不燃材料で造ること。

(規則第28条の56第2項第2号)

ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。

(規則第28条の56第2項第3号)

(2) 焼入れ又は放電加工のための一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、基準に適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

ア 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(規則第28条の56第3項第1号)

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

(規則第28条の56第3項第2号)

※ 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設けること。

① 液温検出装置

加工液の温度が設定温度（60℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置

② 液面検出装置

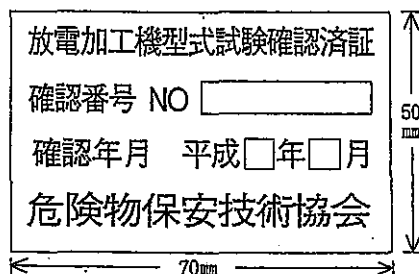
極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

③ 自動消火装置

加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、直ちに加工を停止させるとともに警報を発し、消火できる機能を有する装置

※ 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全装置等の安全性を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので、貼付済みのものを設置する必要がある。

放電加工機型式試験確認済証



備考1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは0.3mmとする。

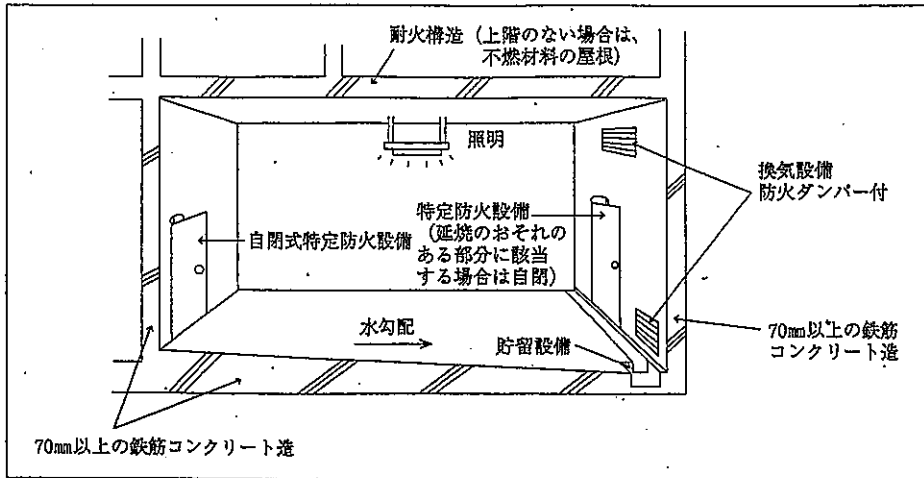
2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

3 作業形態

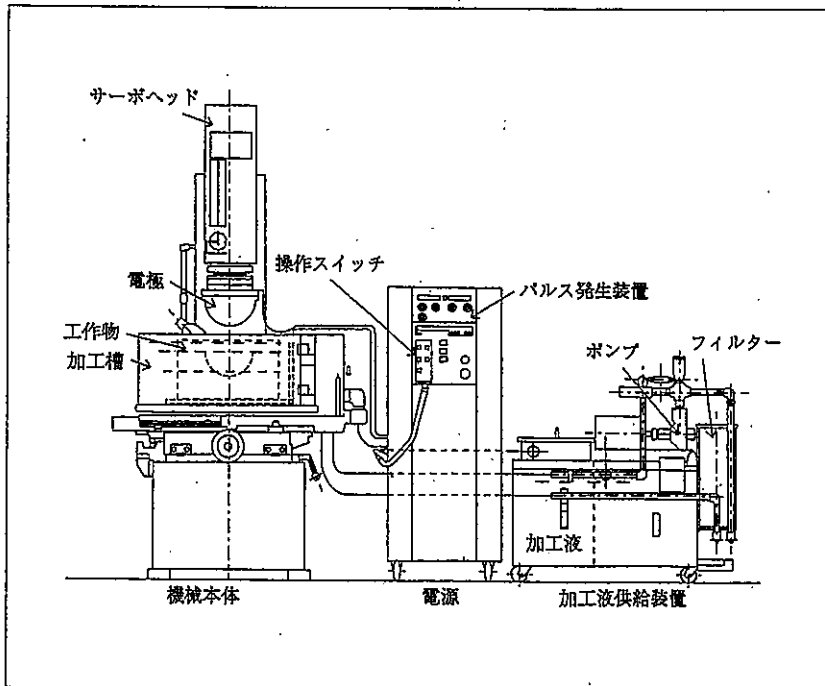
焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐摩耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがある。本規定でいう焼入れとは、冷却装置に油を使用するもので、炉の燃料として使用する油を含め引火点が70℃以上の第4類の危険物を使用するものに限られる。

放電加工機とは、電気絶縁性が高い加工液（油）中で工具を電極として加工物に接近させ、工具と工作物との間に10～50μm程度の間隔を保って過渡アーク放電を繰返し発生させ、放電の際の熱と圧力の作用で工作物の表面を加工するものである。加工液には、粘度の低いスピンドル油が使用されるが、灯油が代用されることがある。放電加工機の構造は、機械本体と加工液供給装置で構成され、機械本体は電極送り機構と加工槽等からなっている。

一般取扱所の区画室の構造例



放電加工機の例



1 1. 4 ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所

(政令第19条第2項第3号)

1 ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所

ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

(規則第28条の54第3号)

2 特例基準

(1) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が30未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

ア 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、地震時及び停電時の緊急時にボイラー、バーナーその他これらに類する装置（非常電源に係るものを除く。）への危険物の供給を自動的に遮断する装置を設けること。

(規則第28条の57第2項第2号)

イ 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲に規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。

(規則第28条の57第2項第3号)

(2) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が10未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は適用しない。

ア 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(規則第28条の57第3項第1号)

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

(規則第28条の57第3項第2号)

(3) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が10未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号まで及び

第 20 号イ（防油堤にかかる部分に限る。）の規定は、適用しない。

ア 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 1 号）

イ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、屋上に固定すること。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 2 号）

ウ 危険物を取り扱う設備（危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。）は、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。）のものとし、当該設備の周囲に高さ 0.15m 以上の囲いを設けること。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 3 号）

エ 前ウの設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 4 号）

オ 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とすること。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 5 号）

カ 屋外にある危険物を取り扱うタンクの周囲に高さ 0.15m 以上の規則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定の例による囲いを設けること。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 6 号）

キ 前ウ及びカの囲いの周囲に幅 3m 以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから 3m 未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の空地を保有することをもって足りる。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 7 号）

ク 前ウ及びカの囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 8 号）

ケ 屋内にある危険物を取り扱うタンクは、次に掲げる基準に適合するタンク専用室に設置すること。

（ア）政令第 12 条第 1 項第 13 号から第 16 号までの基準の例によること。

（イ）タンク専用室は、床を耐火構造とし、壁、柱、及びはりを不燃材料で造ること。

（ウ）タンク専用室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

（エ）可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのあるタンク専用室には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

（オ）危険物を取り扱うタンクの周囲には、規則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定の例による囲いを設けるか、又はタンク専用室の出入口のしきいを高くすること。

（規則第 28 条の 5 7 第 4 項第 9 号）

コ 換気設備及び前(エ)の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

(規則第28条の57第4項第10号)

※ 前記2(1)イの「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。

① 対震安全装置

地震動を有効に検出した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

なお、対震安全装置は、公共機関等により性能の確認がされているものとする。

② 停電安全装置

ボイラーが作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険のないもの。

③ 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

④ からだき防止装置

ボイラーに水を入れずに運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置。

⑤ 過熱防止装置

温度調節装置(平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調整できる装置)の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

※ 当該一般取扱所は、ボイラー、焼却炉、発電設備などで、引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを消費する一般取扱所で、取り扱う危険物の総量が指定数量の倍数が30倍未満のものである。また、規則第28条の57第2項、第3項及び第4項による3つのタイプがあり、第3項、第4項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が10倍未満のものに限る。

※ 前記2(1)の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画し、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

① 非常用発電設備にあつては、緊急時に危険物の供給を遮断する装置を手動式とすることができる。

※ 前記2(2)の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平家建ての建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

※ 前記2(3)の一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を、建築物の屋上に設けなければならない設備単位の部分規制の一般取扱所である。

※ 消火設備にあつては、倍数等にかかわらず「消火困難な製造所等」の例による。

1 1. 5 充てんの一般取扱所 (政令第 19 条第 2 項第 4 号)

1 充てんの一般取扱所

車両に固定されたタンクに液体の危険物（アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等を除く。以下、同じ。）を注入する一般取扱所（当該取扱所において併せて液体の危険物容器に詰め替える取扱所を含む。）

（規則第 28 条の 5 4 第 4 号）

2 特例基準

車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第 9 条第 1 項第 5 号から第 12 号までの規定は、適用しない。

(1) 建築物を設ける場合にあつては、当該建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口に防火設備を設けること。

（規則第 28 条の 5 8 第 2 項第 1 号）

(2) 前(1)の建築物の窓又は出入口にガラスを設ける場合は、網入ガラスとすること。

（規則第 28 条の 5 8 第 2 項第 2 号）

(3) 前(1)の建築物の二方以上は、通風のため壁を設けないこと。

（規則第 28 条の 5 8 第 2 項第 3 号）

(4) 一般取扱所には、危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を保有すること。

（規則第 28 条の 5 8 第 2 項第 4 号）

(5) 一般取扱所に危険物を容器に詰め替えるための設備を設ける場合は、当該設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を前(4)の空地以外の場所に保有すること。

（規則第 28 条の 5 8 第 2 項第 5 号）

(6) 前(4)及び(5)の空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第 24 条の 16 の例による舗装をすること。

（規則第 28 条の 5 8 第 2 項第 6 号）

(7) 前(4)及び(5)の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように規則第 24 条の 17 の例による措置を講ずること。

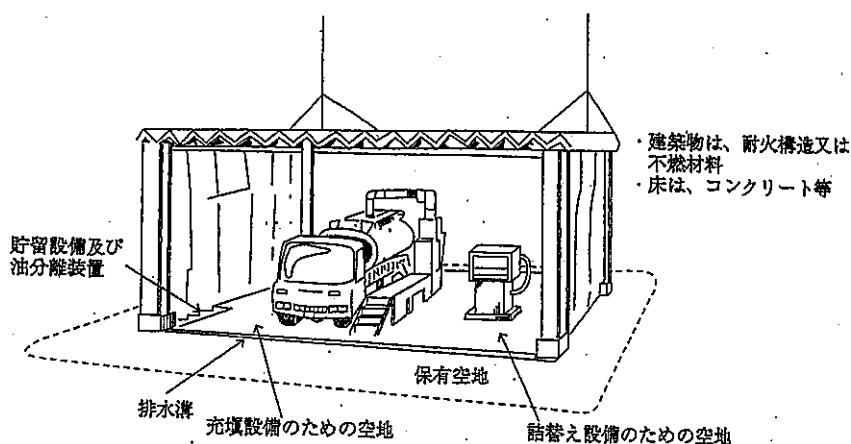
（規則第 28 条の 5 8 第 2 項第 7 号）

※ 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下、充てん設備という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下、詰替え設備という。）を兼用して設けることができる、ただし、その場合でも、危険物を取り扱う空地は、それぞれ別に設けること。

※ 充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留設備

- (油分離装置を設ける場合を含む。)及び排水溝は、兼用とすることができる。
- ※ 詰替え設備の周囲の空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできない。
 - ※ 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合は、規則第 25 条の 2 (第 2 号ハからヘまで及び第 4 号を除く。)に掲げる固定給油設備等の構造基準の例により設けること。
 - ※ 詰替え設備には、急激な圧力の上昇を防止する定流量弁等を設けるよう指導すること。
 - ※ 取り扱うことのできる危険物は、次の危険物を除く液体の危険物である。
 - ① アルキルアルミニウム等とは、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。
 - ② アセトアルデヒド等とは、アルキルアルミニウム等及び第 4 類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するものをいう。
 - ※ 当該一般取扱所は、政令第 19 条第 2 項を適用する一般取扱所の中で、唯一保安距離、保有空地が適用される。

充填の一般取扱所の例



1 1. 6 詰替えの一般取扱所(政令第19条第2項第5号)

1 詰替えの一般取扱所

固定した注油設備によって危険物(引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。)を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000L以下のタンク(容量2,000Lを超えるタンクにあつては、その内部を2,000L以下ごとに仕切つたものに限る。)に注入する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの。

(規則第28条の54第5号)

2 特例基準

固定した注油設備よつて危険物を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000L以下のタンクに注入する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項(第3号、第17号及び第21号を除く。)の規定は適用しない。

(1) 一般取扱所には、固定注油設備のうちホース機器の周囲(懸垂式の固定注油設備にあつては、ホース機器の下方)に、容器に詰め替え、又はタンクに注入するための空地であつて、当該一般取扱所に設置する固定注油設備に係る次のア又はイに掲げる区分に応じそれぞれのア又はイに定める広さを有するものを保有すること。

ア 危険物を容器に詰め替えるための固定注油設備

容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ

イ 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備

タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さ

(規則第28条の59第2項第1号)

(2) 前(1)の空地は、その地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適切な傾斜をつけ、かつ、コンクリート等で舗装すること。

(規則第28条の59第2項第2号)

(3) 前(1)の空地には、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流入しないように排水溝及び油分離装置を設けること。

(規則第28条の59第2項第3号)

(4) 一般取扱所には、固定注油設備に接続する容量30,000L以下の地下の専用タンク(以下「地下専用タンク」という。)を地盤面下に埋設して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。

(規則第28条の59第2項第4号)

(5) 地下専用タンクの位置、構造及び設備は、政令第13条第1項(第5号、第9号(掲示板に係る部分に限る。)、第9号の2及び第12号を除く。)、同条第2項(同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号(掲示板に係る部分に限る。)、第9号の2及び第12号を除く。))又は、同条第3項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、9号(掲示板に係る部分に限る。)、第9号の2及び第12号を除く。)に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例に

よるものであること。

(規則第28条の59第2項第5号)

- (6) 固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定注油設備に接続する地下専用タンクからの配管のみとすること。

(規則第28条の59第2項第6号)

- (7) 固定注油設備は、政令第17条第1項第10号に定める給油取扱所の固定注油設備の例によるものであること。

(規則第28条の59第2項第7号)

- (8) 固定注油設備は、道路境界線から次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上の距離、建築物の壁から2m（一般取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m）以上、敷地境界線から1m以上の間隔を保つこと。ただし、ホース機器と分離して規則第25条の3の2各号に適合するポンプ室に設けられるポンプ機器又は油中ポンプ機器については、この限りではない。

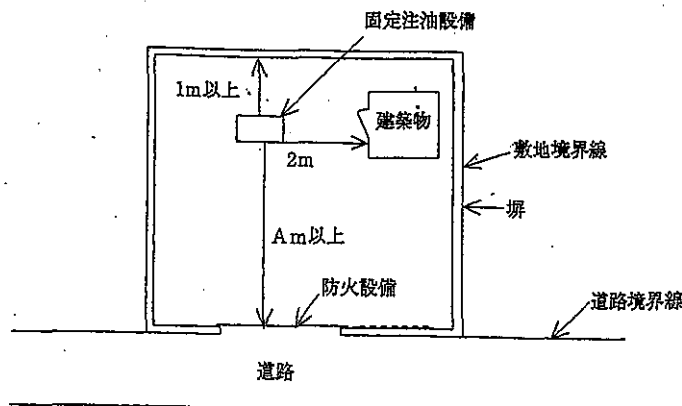
(規則第28条の59第2項第8号)

固定注油設備の区分		距離
懸垂式の固定注油設備		4 m
その他の固定注油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下この号において「最大注油ホース全長」という。）が3 m以下のもの	4 m
	最大注油ホース全長が3 mを超え4 m以下のもの	5 m
	最大注油ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの	6 m

- (9) 懸垂式の固定注油設備を設ける一般取扱所には、当該固定注油設備のポンプ機器を停止する等により地下専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

(規則第28条の59第2項第9号)

固定注油設備の設置位置



A：固定注油設備に接続される注油ホースの長さにより決まる。

(10) 一般取扱所の周囲には、高さ2m以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので次に掲げる要件に該当するものを設けること。

ア 開口部(防火設備ではめごろし戸であるもの(ガラスを用いるものである場合には、網入ガラスを用いたものに限る。))を除く。)を有しないものであること。

イ 当該一般取扱所において告示第68条の2第1項で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該一般取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示第68条の2第2項で定める箇所における輻射熱が告示第68条の2第3項で定める式を満たすこと。

(規則第28条の59第2項第10号)

(11) 一般取扱所の出入口には、防火設備を設けること。

(規則第28条の59第2項第11号)

(12) ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、政令第17条第1項第20号に掲げる給油取扱所のポンプ室その他危険物を取り扱う室の例によるものであること。

(規則第28条の59第2項第12号)

(13) 一般取扱所に屋根、上屋その他の詰め替えのために必要な建築物(以下この項において「屋根等」という。)を設ける場合には、屋根等は不燃材料で造ること。

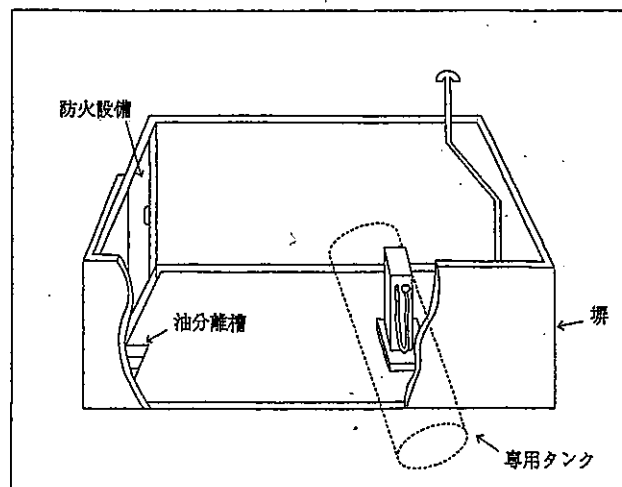
(規則第28条の59第2項第13号)

(14) 屋根等の水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の3分の1以下であること。

(規則第28条の59第2項第14号)

※ 地下専用タンクは、政令第13条第1項(タンク室構造)、第2項(二重殻タンク)及び第3項(漏れ防止構造)に規定する地下タンク貯蔵所の基準によるが次の規定、政令第13条第1項第5号(標識掲示板)、第9号(注入口)、第9号の2(ポンプ設備)、第12号(電気設備)は、適用されない。

詰替えの一般取扱所の例



1 1. 7 油圧装置等を設置する一般取扱所

(政令第19条第2項第6号)

1 油圧装置等を設置する一般取扱所

危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が50未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

(規則第28条の54第6号)

2 特例基準

(1) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が50未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。

ア 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られた平家建の建築物に設置すること。

(規則第28条の60第2項第1号)

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を不燃材料造るとともに、延焼のおそれのある外壁には、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。

(規則第28条の60第2項第2号)

ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

(規則第28条の60第2項第3号)

エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

(規則第28条の60第2項第4号)

オ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、建築物の一般取扱所の用に供する部分の床に堅固に固定すること。

(規則第28条の60第2項第5号)

カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の直下には、規則第13条の3第2項第1号の規定に例による囲いを設けるか、又は建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすること。

(規則第28条の60第2項第6号)

(2) 危険物を用いた油圧設備又は循環油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が50未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は適合しない。

ア 危険物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とす

ること。

(規則第28条の60第3項第1号)

(3) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所(指定数量の倍数が30未満のもの)の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。

ア 危険物を取り扱う設備は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(規則第28条の60第4項第1号)

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分(前アの空地を含む。下記ウにおいて同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

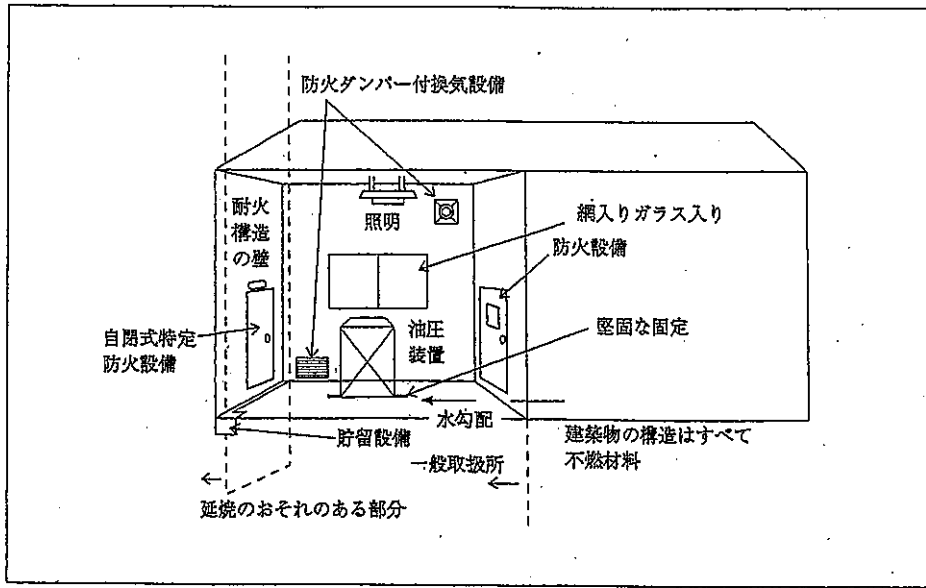
(規則第28条の60第4項第2号)

ウ 危険物を取り扱うタンク(容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。)の直下には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。

(規則第28条の60第4項第3号)

3 留意事項

- ※ 形態としては、建築物内において油圧装置及び大型機械の軸受、工作機械等に使用される潤滑油循環装置などで、高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が50未満のものである。当該一般取扱所は、規則第28条の60第2項、第3項又は第4項による3つのタイプがあり、第4項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が30未満のものに限る。
- ※ 前記2(1)の一般取扱所は、不燃材料で造られた平家建の建築物の一部に不燃材料の壁等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。
- ※ 前記2(2)の一般取扱所は、建築物の一部に出入口及び換気設備以外の開口部を有しない耐火構造の壁、床等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。
- ※ 前記2(3)の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平家建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。
- ※ 消火設備にあつては、倍数等にかかわらず「消火困難な製造所等」の区分に該当する。



1 1. 8 切削装置等を設置する一般取扱所

(政令第19条第2項第7号)

1 切削装置等を設置する一般取扱所

切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

(規則第28条の54第7号)

2 特例基準

(1) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は適用しない。

(2) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は適用しない。

ア 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(規則第28条の60の2第3項第1号)

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前アの空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

(規則第28条の60の2第3項第2号)

3 留意事項

※ 前記2(1)の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画し、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

※ 前記2(2)の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平家建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

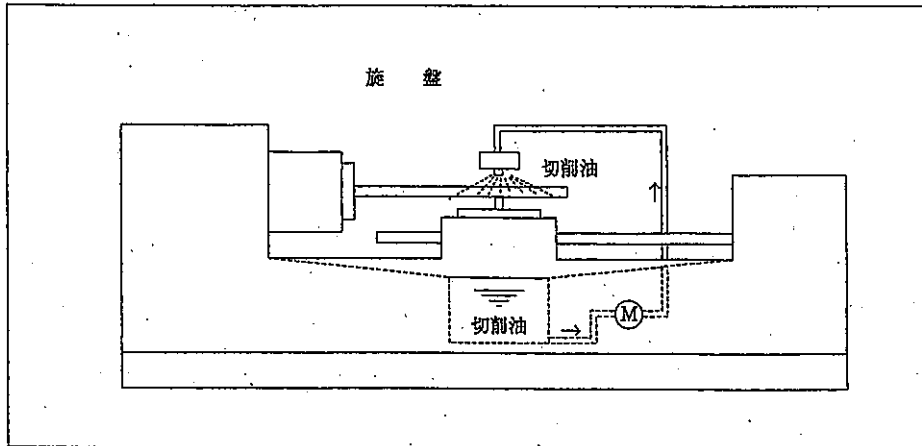
※ 消火設備にあつては、倍数等にかかわらず「消火困難な製造所等」の区分に該当する。

4 作業形態

切削装置等には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤等の工作機械等があり、切削・研削油等の危険物を用いる。

切削・研削油等は、工作機械等で被工作物（金属性の棒、板等）の切削、研削加工において、工具と切り屑との摩擦低減や冷却などを行うのに使用する。

切削装置等の設置の例



1 1. 9 熱媒体油潤滑装置を設置する一般取扱所

(政令第19条第2項第8号)

1 熱媒体油潤滑装置を設置する一般取扱所

危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

(規則第28条の54第8号)

2 特例基準

危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は適用しない。

(1) 危険物を取り扱う設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

(規則第28条の60の3第2項第1号)

※ 前記の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

※ 消火設備にあっては、倍数等にかかわらず「消火困難な製造所等」の区分に該当する。

熱媒体油循環装置の設置の例

